



令和6年2月22日  
物流・自動車局  
審査・リコール課

## (株) 豊田自動織機の不正事案に関する国土交通省の対応について

国土交通省では、1月30日より、豊田自動織機に対する立入検査を行い、事実関係の確認、精査を行ってまいりました。

この結果を踏まえ、本日、国土交通省において、以下の対応を行います。

- (1) 立入検査の結果の公表
- (2) 産業機械用の現行エンジン3機種<sup>※2</sup>の型式指定の取消し手続きの開始
- (3) 豊田自動織機に対する是正命令の発出

さらに、型式指定申請における相次ぐ不正事案に対応するため、今後、有識者等からなる検討会を設置することとします。

### 1. 豊田自動織機<sup>※1</sup>の不正事案

#### (1) 立入検査の結果について

1月29日に豊田自動織機から受けた型式指定申請における不正行為の報告を踏まえ、国土交通省は、不正行為の事実関係等の確認のため、同月30日から2月13日の間、同社並びに同社から自動車用エンジンの供給を受けているトヨタ自動車及び日野自動車に対して立入検査を実施した。

その結果、豊田自動織機より報告があった、産業機械用の現行エンジンの全機種（5機種）及び自動車用の現行エンジン3機種<sup>※2</sup>で不正行為の事実を確認した。なお、新たな不正行為は発見されなかった。

また、トヨタ自動車及び日野自動車については、不正行為への関与は認められなかった。

#### (2) 産業機械用の現行エンジン3機種<sup>※2</sup>の型式指定の取消し手続きの開始について

特に悪質な不正行為<sup>※1</sup>が行われたと認められた以下の3機種<sup>※2</sup>（うち建設機械用エンジン1機種は基準不適合を確認）について、型式指定を取り消すこととし、関係法令の規定に基づく手続きを開始した。

フォークリフト等用エンジン 2機種（型式：4Y、1FS）

建設機械用エンジン 1機種（型式：1KD）

※1 試験用エンジン制御ソフトに不正な書換えを行い、申請に係る装置と異なる制御方式の装置を用いて試験を実施

※2 産業機械用の現行エンジンのうち残り2機種については、令和5年4月26日に型式指定を取消し済み

### (3) 豊田自動織機に対する是正命令の発出について

豊田自動織機に対し、二度とこうした不正行為を起こさない体制への抜本的な改革を促すべく、道路運送車両法の規定に基づき、別添の是正命令を発出した。

また、豊田自動織機に対し、1か月以内に再発防止策を報告し、その後四半期毎に再発防止策の実施状況を報告するよう求めた。

## 2. 今後の対応

- (1) 基準適合との報告があった産業機械用の現行エンジン2機種及び自動車用の現行エンジン3機種について、国が基準適合性等の確認を速やかに行い、その結果を順次公表する。
- (2) 他の自動車メーカー等に対し、型式指定申請における不正行為の有無等について調査し、4月末までに報告するよう指示を行ったところであり、その結果を踏まえて必要な対応を行う。
- (3) ダイハツ工業及び豊田自動織機における再発防止策等を踏まえ、有識者等からなる検討会を設置し、近年の不正事案に対応するための型式指定に係る要件の強化等について検討を行う。

(問い合わせ先)

物流・自動車局 審査・リコール課 小磯、木内、蛸原

代表：03-5253-8111 (内線 42313、42314)

直通：03-5253-8595